

九州国際大学教養学会規約

- 第1条 (名称) 本会は、九州国際大学教養学会と称する。
- 第2条 (事務所) 本会の事務所は、九州国際大学教養学会会長の研究室に置く。
- 第3条 (目的) 本会は、学術の研究及び調査を目的とする。
- 第4条 (事業) 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 研究機関誌およびその他の出版物の刊行
 - 2 研究会、講演会、講習会等の開催
 - 3 学術調査の実施
 - 4 その他の本会の目的達成に必要なと認められる事業
- 第5条 (会員) 本会は、次の会員を以て組織する。
- 1 正会員
(1) 教養科目等担当の専任教員で所定の会費を納めるもの
(2) 前号以外のものであっても総会の決議を経て入会を認められたもの
 - 2 普通会員 本学関係者及び本学卒業生であって本会に入会したもの
 - 3 賛助会員 本会の趣旨に賛同するものうち総会において適当と認められたもの
 - 4 名誉会員 本会の名誉教授及びそれに準ずるもの
- 第6条 (会費) 会員は、次の会費を納入するものとする。
- 正会員 年額2万4千円
普通会員 年額1万2千円
賛助会員 年額7万円以上
- 第7条 (会員の権利)
会員は、研究機関誌に投稿し、その配布を受けその他本会の行う講習会等に参加することができる。
- 第8条 (役員) 本会に次の役員を置く。
- 会 長 1名 本会の会員中よりその互選によって決する。
委 員 編集委員2名と幹事1名、会計1名を本会の会員中よりその互選によって決する。
- 会計監査 2名 本会の会員中よりその互選によって決する。
- 第9条 (役員の仕事)
- 1 会長は、本会の事務を統括する。
 - 2 編集委員は、機関誌の編集事務を担当する。幹事は、本学会の一般事務を処理する。
 - 3 会計は、本学会の会計事務を担当する。
 - 4 会計監査は、本会の会計事務を監査する。
- 第10条 (委員会) 本会に次の委員会を置く。
- 1 運営委員会 会長、幹事、会計及び編集委員を以て構成し、会の事業計画につき審議し決定する。
 - 2 編集委員会 会長及び編集委員を以て構成し、機関誌の発行計画及び編集の方針につき審議し決定する。
- 第11条 (総会) 本会の最高議決機関として、正会員全員で構成する総会を置く。総会は、会長が招集し、正会員の過半数の出席を以て成立するものとし、各年度内に少なくとも一回開催するものとする。
- 第12条 (役員任期) 役員任期は、2年とする。但し再任を妨げない。
- 第13条 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第14条 (規約の改正) 本規約の改正は、総会の決議を経てこれを行う。
- 付 則
- 第15条 (施行期日) 本規約は、平成15年4月1日から施行する。

2008年7月30日 印刷

2008年7月31日 発行

九州国際大学

教養研究 第15巻第1号 (通巻第41号)

発行人 九州国際大学教養学会

〒805-8512 北九州市八幡東区平野1丁目6番1号
TEL (093) 671-8910 FAX (093) 671-8995

会 長 坂 井 宏 光

編集委員 倉 田 剛

三 笈 利 幸

印刷所 (株) 昭 和 堂

〒812-0007 福岡市博多区東比恵4-2-10
TEL (092) 471-8200 FAX (092) 415-1745

頒布所 九州国際大学付属図書館

〒805-8512 北九州市八幡東区平野1丁目6番1号
TEL (093) 671-8919



この冊子は、ISO14001 認証取得した工場で印刷しています。